

誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人めぐみ会
宝塚仏光保育園
園長 堀 美香子様

保護者 住所 _____
氏名 _____ 印

この度、()が社会福祉法人めぐみ会宝塚仏光保育園が運営する宝塚仏光放課後児童クラブ(以下、当クラブ)に入所するにあたり、「宝塚仏光放課後児童クラブガイドブック」及び下記の内容について遵守します。遵守できない場合、入所の許可を取り消されても異議のないことを誓約致します。

- 1、当クラブへの入所申請・提出書類(宝塚市青少年課に提出したものを含む)は事実に基いたものを提出致します。また、申請の内容に変更があった場合は、速やかに届出を提出致します。
- 2、クラブでの保育中、またはクラブへの登退所中等の万一の怪我、事故に関しては、スポーツ安全保険または個人で加入の保険での対応となることを了承致します。
- 3、申請した内容について、青少年課及び宝塚仏光放課後児童クラブ、在学・通学される小学校で情報を共有することについて了承致します。
- 4、入所許可や利用にあたって、青少年課を通し必要と認められる情報を関係機関(学校・幼稚園・保育所等)に照会することを了承致します。
- 5、月途中の入退所についても、保育料を1か月分納付致します。
- 6、保育料及びおやつ代等は、年度初月度を除き(年度初月度は別途設定)、入所案内書に記載する所定の金額を前月末に納めます。また、保育料・おやつ代等は、各2回を超えて振込・持参期限に遅れた場合、翌月以降年度内の保育料またはおやつ代等を現金にて全額前納致します。
- 7、延長保育を利用する場合、申請した延長時間内にお迎えに行きます。
- 8、当クラブは地域の社会貢献を目的とする社会福祉法人による運営であることを理解し、指導職員・保護者間のコミュニケーションを図り、可能な限り当クラブの運営に協力致します。
- 9、当クラブの退所・延長利用停止を希望する場合は、退所・延長利用停止希望月の前月8日までに各種届を提出致します。8日以降の申し出の場合、翌月分の保育料が発生する可能性があることを了承致します。
- 10、次のような場合には、当クラブを退所することに致します。
 - ・入所申請・提出書類に虚偽があった場合
 - ・保育料・おやつ代等を3か月滞納した場合
 - ・児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行った場合や当クラブの運営に支障をきたしたと園長が判断した場合

誓約書

保護者控用

令和 年 月 日

社会福祉法人めぐみ会
宝塚仏光保育園
園長 堀 美香子様

保護者 住所 _____
氏名 _____ 印

この度、()が社会福祉法人めぐみ会宝塚仏光保育園が運営する宝塚仏光放課後児童クラブ(以下、当クラブ)に入所するにあたり、「宝塚仏光放課後児童クラブガイドブック」及び下記の内容について遵守します。遵守できない場合、入所の許可を取り消されても異議のないことを誓約致します。

- 1、当クラブへの入所申請・提出書類(宝塚市青少年課に提出したものを含む)は事実に基いたものを提出致します。また、申請の内容に変更があった場合は、速やかに届出を提出致します。
- 2、クラブでの保育中、またはクラブへの登退所中等の万一の怪我、事故に関しては、スポーツ安全保険または個人で加入の保険での対応となることを了承致します。
- 3、申請した内容について、青少年課及び宝塚仏光放課後児童クラブ、在学・通学される小学校で情報を共有することについて了承致します。
- 4、入所許可や利用にあたって、青少年課を通し必要と認められる情報を関係機関(学校・幼稚園・保育所等)に照会することを了承致します。
- 5、月途中の入退所についても、保育料を1か月分納付致します。
- 6、保育料及びおやつ代等は、年度初月度を除き(年度初月度は別途設定)、入所案内書に記載する所定の金額を前月末に納めます。また、保育料・おやつ代等は、各2回を超えて振込・持参期限に遅れた場合、翌月以降年度内の保育料またはおやつ代等を現金にて全額前納致します。
- 7、延長保育を利用する場合、申請した延長時間内にお迎えに行きます。
- 8、当クラブは地域の社会貢献を目的とする社会福祉法人による運営であることを理解し、指導職員・保護者間のコミュニケーションを図り、可能な限り当クラブの運営に協力致します。
- 9、当クラブの退所・延長利用停止を希望する場合は、退所・延長利用停止希望月の前月8日までに各種届を提出致します。8日以降の申し出の場合、翌月分の保育料が発生する可能性があることを了承致します。
- 10、次のような場合には、当クラブを退所することに致します。
 - ・入所申請・提出書類に虚偽があった場合
 - ・保育料・おやつ代等を3か月滞納した場合
 - ・児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行った場合や当クラブの運営に支障をきたしたと園長が判断した場合